

国立研究開発法人情報通信研究機構研究データ公開ポリシー

令和2年3月31日

1. 目的

国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、豊かで安心・安全な生活や知的創造性と活力に富む社会の実現に大きな役割を果たす情報通信技術（ICT）の研究開発を推進する公的研究機関として、その研究開発活動を通じて取得又は作成したデータ（以下「研究データ」という。）が公開され、分野横断的に広く利活用されること等を通じて、科学技術の発展のみならず社会における新たな価値の創出、産業・文化の振興等が促進されるよう、研究データの公開に関する基本的な方針として本ポリシーを定めます。

2. 公開する研究データ

機構は、研究データのうち、科学的価値や社会的ニーズ等が高く、広く公開することにより科学技術の更なる発展、社会的課題の解決等に資すると判断されるものを機構のウェブサイトにおいて公開します。ただし、個人及び法人の権利利益の保護、公共の安全等の観点から公開することが適切ではないと判断されるものは、公開の対象から除外します。

3. 研究データの公開

機構は、公開に適した形式への研究データの加工、研究データの利用方法を記載した説明書の整備等の理由により、合理的と認められる期間、研究データの公開を猶予することがあります。また、研究データの価値や維持コスト等の観点から、機構の判断により、研究データの公開を終了することがあります。

4. 公開した研究データの管理・保管

機構は、関連する法令及び機構が締結した契約等の規定にのっとり、公開した研究データを適切に管理・保管するとともに、品質の確保に努めます。なお、研究データの価値や維持コスト等の観点から、機構の判断により、保管している研究データを廃棄することがあります。

5. 公開した研究データの利用に係る条件

- (1) 機構は、研究データの公開に当たり、当該研究データの内容・性質又は取得若しくは作成の過程で生じた事由等に基づき、当該研究データの利用の目的、当該研究データの転載、加工又は二次配布、当該研究データを利用した成果の公表、引用元の表示等に関して条件を定めることがあります。この際、当該研究

データを取得又は利用する方には、機構との間で個別に研究データ利用契約等を締結していただく場合があります。

- (2) 機構が公開した研究データが、第三者から取得したものである場合、利用者が当該研究データの利用について当該第三者からの許諾を取得することが必要な場合があります。

6. 公開した研究データ及び知的財産の帰属

機構が公開した研究データ及び当該研究データの知的財産権は、別に定めがある場合を除き、機構に帰属します。

7. 免責

機構が公開した研究データを利用したことによって生じるあらゆる不利益及び損害について、機構は一切の責任を負わないものとします。なお、本規定について、個別の研究データ利用契約等に別の定めがあるときはその定めるところによります。